

令和 8 年度第 1 回伊賀市民美術展覧会運営委員会 議事概要

実施日	令和 8 年 5 月 28 日	(木)	実施時間	18 : 00 ~	20 : 00
実施場所	伊賀市役所 本庁 4 階 406 会議室				
件名	令和 8 年度第 1 回伊賀市民美術展覧会運営委員会				
出席者	<p>委員長（絵画部門：中尾範子）※当日選出 副委員長（写真部門：縄手 稔）※当日選出 委員（絵画部門：富田儀孝、彫塑工芸部門：小島憲二、恵村正大、写真部門：牧戸 勲、書道部門：稲森須美子、中野佐恵子） 事務局（市地域力創造部文化振興課長 藤島月美、同文化振興係長 水谷奈津江、同係 森健至） 公益財団法人伊賀市文化都市協会（事業課長 山口貴史、同係長 百南佐織、同係 山口夕璃乃）</p>				
内容	<p style="text-align: center;">《 会 議 内 容 》</p> <p>進行：藤島市文化振興課長</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 あいさつ 2 委員紹介 3 委員長、副委員長の選出 伊賀市民美術展覧会運営委員会条例の規定により、委員の互選により定めるとあるが、事務局に一任したいとのことであるため、各部門ごとの輪番によることとし、委員長を絵画部門から、副委員長を写真部門から選出することとし、協議の結果、絵画部門の中尾範子氏を委員長に、写真部門の縄手稔氏を副委員長に選出する。 4 協議事項 条例の規定により、会議の主宰である委員長（中尾範子氏）が議事進行を行う。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第 22 回の展示について ○年間スケジュール、3 月スケジュールについて（公財）伊賀市文化都市協会から提案、説明する。 【主な意見及び質疑】 委員から特に質疑なく、異議なしと認め提案通り承認される。 ○出品点数増加への対応について、（公財）伊賀市文化都市協会から、昨年度の出品点数が会場の展示可能限界数に迫る状況だったため、今後一定の制約を設けるべきかどうか、また、その方法について協議いただきたい。 【主な意見及び質疑】 <ul style="list-style-type: none"> ・会場が狭くなるが、出品点数が増えるのは喜ばしいこと、具体的にどの部門が多いのか。（委員） ⇒絵画と写真が多い。（事務局） ・公募展なら選外とすることもあるが、心情的には出来るだけ展示していきたい思いがある。（委員） ・特に彫塑工芸は場所が分かりにくいという意見もあるが仕方ない。工夫しながらクリアしていきたいし可能だと思う。（委員） ・絵画は平面なので難しい部分があると思う。（事務局） ・美術館のように 2 段掛けにするのは難しい。（委員） ・写真は約 60 点だったが、そのくらいがメドと考えている。 ・書はうまく展示できたが、その年によって横書きが多いか、縦書きが多いか分からない。横書きが多いと 2 段掛け、その上下を考える必要がある。最近は高校生も大きい作品を出す傾向にある。（委員） ・選外が多くなるのはやむを得ないかと思う。（委員） ・スペースの問題で（一般応募の）選外が多くなるのは本来ではない。旧運営委員、旧審査員の出品を遠慮していただくのはどうか。（事務局） ⇒ありだと思う。無鑑査の出品は 10 号以下としている例もある。（委員） ⇒彫塑工芸は無鑑査の方がいない。展覧会の奥行き、次に依頼するときのことを考える必要があるが、どこかで線を引く必要がある。古い人から遠慮していただくような形を作るのは良いのではないか。 				

⇒絵画の場合は出品できる大きさを 20 号又は 10 号などに小さくすることができる。

結論：今年から 5 年以内に就任された現・旧運営委員及び現・旧審査員の方を出品可能とし、かつ作品の大きさを小さくする制限を設けることとする。

(2) 募集要項について

○資料 6 募集要項について 修正案を（公財）伊賀市文化都市協会から説明する。出品規定の見直しについて、特に彫塑工芸部門は、他市の公募展では出品規定を設けて制限しているところが多い。伊賀市展についても出品規定を追加することについての是非を協議いただきたい（事務局）

【主な意見及び質疑】

・彫塑工芸部門の出品作品で、最近、移動に気を遣うものがある。制約が必要だと思っていた。（委員）

・重量は成人一人で手動可能としてはどうか。（事務局）

・壊れそうなものも多い、その対応が必要。文章化した方が良い。（委員）

・照明を使うものは他の作品への影響もある。電気を使うものは展示中電源を切る、電池使用の場合は、展示中は作動させないこともある旨を入れるべき。（委員）

・美術館ではブレーカーを出品者自身で付ける必要がある。（委員）

・絵画部門において、「原則として額装とする。」とあるので、あくまで原則だからと、キャンバスそのままを持ってくる人がいる。せめて木枠か仮縁として釘が見えないようにしてほしいので、「原則として」を取って、「木枠若しくは仮縁可能とする。」に変えたい。（委員）

・釘がみえないようにキャンバスを巻き込んで、枠まで彩色を施したものはどうするのか。（委員）

・個展ではなく、公募展なので規約の中で出品してもらうべきである。（委員）

結論：意見を踏まえ出品規定を見直し、「額装とする。仮縁・木枠可」とする。

○資料 7 ポスターについて（公財）伊賀市文化都市協会から説明する。

⇒特に意見なし

○資料 8 出品申込書について、（公財）伊賀市文化都市協会から募集要項・出品申込書案を説明する。特に変更はないが、今回より作品搬入時の天地指定は本人が貼ることとする。

【主な意見及び質疑】

・正面を決めた際、写真を撮っていたが今年もお願いしたい。（委員）

・申込書の無鑑査の字が違う。『監』ではなく『鑑』が正しい。修正をお願いする。（委員）

・彫塑工芸部門のサイズ表記に『タテ、ヨコ、高さ』3 サイズを記入するようにして欲しい。（委員）

・出品規定の赤字補足部分に『破損の恐れのあるものは受け付けない』となっているが、展示中に破損した場合の対応を明記する必要がある。（委員）

⇒手直しを本人にしてもらうのか、事務局でおこなうのか（事務局）

⇒高校生の作品に多く、先生に対応してもらっている。受付時ではなく、展示中の破損についてどうするかである。（委員）

結論：一旦、展示を外し本人に連絡のうえ、本人に補修をしてもらい再度展示することとする。頂いた意見を反映し修正を行う。

○資料 9 無鑑査等出品規定について（公財）伊賀市文化都市協会から説明する。旧審査員・運営委員の無鑑査の対象である年月を追加する。

○資料 10 無鑑査保有者一覧を（公財）伊賀市文化都市協会から説明する。伊賀市民美術展覧会に関する内規第 3 条第 2 項及び第 3 項を事務局から説明する。

令和 7 年度の審査結果において、第 2 項の条件を満たす対象者はいないが、第 3 項「運営委員会が特にみとめた者」の対象となる方がいたら、提案いただきたい。また、彫塑工芸部門で 1 名、内規第 4 条の無鑑査喪失対象者となるが規定通り資格を喪失するものとしてよいか協議いただきたい。

【主な意見及び質問】

・資格喪失者には通知を出すのか、自然に喪失するのか。（委員）

⇒お亡くなりになった方は自然に喪失する。（委員）

⇒今後どうするかは決めておくべきだ。（委員）

⇒資格を喪失してから通知するのではなく、今年出さないと喪失するよと連絡し

た方がよいのではないか。(委員)

⇒市によっては、旧審査員への出品依頼の書面に何年間出品しないと無鑑査資格を喪失しますよと記載されている。伊賀市も考えるべきだ。(委員)

⇒資格喪失は運営委員会で認められた場合であり、そのような書き方はどうかと思っている。対象者の状況で変わるため、連絡が取れる方については通知していきたい(事務局)

⇒送付する出品依頼書に、先ほど決定した旧運営委員と旧審査員の出品可能年数5年の件を含め記載してはどうか。(委員)

結果：対象の無鑑査資格は喪失するものとする。出品依頼書は提案のとおり記載する。

(3) 審査員について

○資料 11 伊賀市民美術展覧会審査員要綱、審査員推薦書を事務局から説明する。

資料 12 歴代運営委員・審査員名簿を事務局から説明する。

・市展いがでは毎年度、作品の審査を行って頂く審査員を、運営委員会で推薦いただくことになっている。推薦書の提出メ切は6月19日とする。(事務局)

⇒特に意見なし

5 その他

○(公財)伊賀市文化都市協会から3月ワークショップについて説明する。

昨年度は絵画部門で、今年度は写真部門でワークショップを実施することになる。写真部門の運営委員さんには協力をお願いしたい。

○「出品点数の増加への対応について」に関連して、募集要項に記載されている広域連携推進事業における優秀作品相互展示について事務局から報告する。

・いこか事業として伊賀市、甲賀市、亀山市の優秀作品の相互展示について、3市からの来場者も増え、お互いに刺激になると前向きな意見を頂いている。(事務局)

⇒いこか事業は文化事業だけでなく防災や観光などさまざまな分野での交流事業となっている。今後も連携していく事業である。(事務局)

・搬入、搬出は市が行っているのか。(委員)

⇒市が行っている。(事務局)

・出品者は快諾してくれるのか。(委員)

⇒本人と協議して出品するかどうか決めている。(事務局)

・地域により額装や展示方法が異なり、展示対応できない場合や、作品の大きさや特性により移動が困難な作品もある。(委員)

⇒三市で要綱を共有するようにする。(事務局)

以上